

第8章 対象事業に係る環境影響の総合的評価

8-1 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

事業の計画段階において事前の配慮を行うとともに、種々の環境保全措置を講ずることにより、環境への影響は回避・低減され、周辺環境への影響は最小化されるものと評価される。

また、環境影響評価準備書では、すべての項目において、環境基準等との整合性が確認できたことから、環境影響評価手続上の事後調査は、実施する必要がないと評価されたが、環境に配慮した工事の実施及び施設の運営状況を確認するため、それぞれの段階において、環境モニタリングを実施することとする。